

随意契約（相手方指定）調書

件名	戸籍・住記システム運用支援等業務委託	No.5200335
工（納）期	令和 7 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	6 5, 6 0 4, 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 (法人番号：2011401007325)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	戸籍・住記システム運用支援等業務委託
指名業者 (案)	名 称 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 所在地 東京都板橋区坂下一丁目19番1号 代表者 支店長 久保 裕之
指名理由	本件は、戸籍等の異動業務及び住民票等の異動業務についての運用支援業務を委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、令和5年度契約時にプロポーザル方式により選定された事業者である。 ② 主管課において、令和5年度の履行評価を行ったところ、システム入力の正確性が高いことや、知識の維持向上を積極的に行っていることから優良であった。 ③ また、令和6年3月から施行された改正戸籍法に対応するために新たな業務が追加されたが、上記業者は改正内容について省庁から情報収集を行ったり、自治体職員向けに情報発信を行うなどしていることから、上記業者が引き続き受託することで、安定的で質の高い業務履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)